

平成 20 年 5 月 8 日
広島県報定期第 35 号別冊

漁業法第 11 条の規定に基づく 免許の内容たるべき事項など

(区 画 漁 業 権)

平成 20 年広島県告示第 471 号の別冊 5 冊のうち 1

大竹市, 廿日市市, 広島市
安芸郡坂町 海面
(一部呉市海面含む)

免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

存続期間 免許の日から
平成 25 年 8 月 31 日まで

申請期間 平成 20 年 5 月 8 日から
平成 20 年 7 月 7 日まで

1 公示番号 区第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市大野鳴川地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点	1	大竹市と廿日市市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）
〃	2	大野ヤクショウ鼻西側付け根（護岸との交点）から護岸沿い西へ150メートルの所（階段西側付け根）
ア	1から155度780メートルの所	
イ	〃 530メートルの所	
ウ	2から大竹市可部島北西端を見通す線上300メートルの所	
エ	〃 550メートルの所	

3 地元地区 大竹市（ただし、阿多田を除く。）

1 公示番号 区第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市大野鳴川地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点	1	大竹市と廿日市市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）
〃	2	大野ヤクショウ鼻西側付け根（護岸との交点）から護岸沿い西へ150メートルの所（階段西側付け根）
ア	1から155度1,130メートルの所	
イ	〃 880メートルの所	
ウ	2から大竹市可部島北西端を見通す線上650メートルの所	
エ	〃 900メートルの所	

3 地元地区 大竹市（ただし、阿多田を除く。）

1 公示番号 区第3号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 長浦ノ鼻（平根鼻）
- 2 宮島町須屋浦大石北の鼻
- ア 1から大竹市玖波町行者山の高を見通す線上200メートルの所
- イ 〃 500メートルの所
- ウ 1から廿日市市大野小ヤクシヨウ鼻を見通す線上630メートルの所
- エ 2から大野ヤクシヨウ鼻東側付け根（国道2号線トンネル東口）を見通す線上280メートルの所

3 地元地区 大竹市（ただし、阿多田を除く。）

1 公示番号 区第4号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 大竹市可部島地先
- 漁場の区域 次のアエ、エオ、オク、クアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウカ、カキ、キイを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。
- 基 点 1 可部島西端
- ア 1から326度30分80メートルの所
- イ 〃 560メートルの所
- ウ 〃 740メートルの所
- エ 〃 1,230メートルの所
- オ 〃 339度30分1,380メートルの所
- カ 〃 346度30分910メートルの所
- キ 〃 351度30分740メートルの所
- ク 〃 24度370メートルの所

3 地元地区 大竹市（ただし、阿多田を除く。）

1 公示番号 区第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 大竹市可部島地先

漁場の区域 次のアイ、イオ、オカ、カアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、ウエ、エキ、キク、クウを結んだ4直線とによって囲まれた区域を除く。

基 点 1 可部島西端

ア 1から216度45分200メートルの所

イ // 600メートルの所

ウ // 260度30分660メートルの所

エ // 277度800メートルの所

オ // 292度30分1,190メートルの所

カ // 312度30分1,170メートルの所

キ // 306度700メートルの所

ク // 298度470メートルの所

3 地元地区 大竹市玖波1～8丁目

1 公示番号 区第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウアを結んだ直線とによって囲まれた区域

基 点 1 宮島町須屋浦大石北の鼻

// 2 1から南西へ1番目の鼻北端

ア 1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上50メートルの所

イ // 線と距岸10メートルの線との交点

ウ 2からアを見通す線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 大竹市玖波1～8丁目

1 公示番号 区第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域

基 点 1 長浦ノ鼻(平根鼻)から北へ1番目の鼻南側付け根

〃 2 〃 北側付け根

ア 1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上50メートルの所

イ 〃 線と距岸10メートルの線との交点

ウ 2から亀居城跡の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点

エ 〃 線上50メートルの所

3 地元地区 大竹市玖波1～8丁目

1 公示番号 区第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町江ノ尻浦地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 江ノ尻浦北の鼻

〃 2 宮島町あての木の鼻から北東へ2番目の鼻

ア 1から大竹市可部島西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 〃 線上50メートルの所

ウ 2から大竹市玖波町行者山の高(313.5メートル)を見通す線上55メートルの所

エ 〃 線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 大竹市(ただし、阿多田を除く。), 廿日市市林が原

1 公示番号 区第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 大竹市阿多田島, 猪子島地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1	猪子島西側防波堤北側付け根のかき殻堆積場デッキ西側付け根	
〃 2	〃 の先端から1番目の曲がり角	
ア	1から廿日市市宮島町青海苔浦東の鼻突端を見通す(351度30分)線上1,170メートルの所	
イ	2から宮島町岩船山山頂(467メートル)を見通す(337度)線上630メートルの所	
ウ	1から宮島町巖島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す(17度)線上460メートルの所	
エ	〃	1,060
	メートルの所	

3 地元地区 大竹市阿多田

1 公示番号 区第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 大竹市阿多田島, 猪子島地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1	阿多田島阿多田漁港本浦西物揚場沖防波堤突端から防波堤沿い北へ21メートルの所	
〃 2	〃 猪子島埋立地西側護岸の東側付け根(巻揚施設機械室入口正面の護岸点)	
〃 3	阿多田島と猪子島を結ぶ防波堤中央部東側曲り角から防波堤沿い北東へ40メートルの所	
〃 4	〃 猪子島西側防波堤北側付け根のかき殻堆積場デッキ西側付け根	

- 基 点 1 内深浦南奥護岸西端から海岸沿い北へ 40 メートルの所
- 〃 2 1 から 34 度の線と海岸線との交点
- ア 2 から内深浦南奥護岸東端を見通す線上 20 メートルの所
- イ 1 から内深浦南奥護岸東端を見通す線上 20 メートルの所

3 地元地区 大竹市阿多田

1 公示番号 区第 1 3 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 大竹市阿多田島内深浦地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ 6 直線によつて囲まれた区域

- 基 点 1 内深浦南奥護岸東端から護岸沿い北西へ 110 メートルの所
- 〃 2 〃 100 メートルの所
- 〃 3 〃 30 メートルの所
- ア 1 から護岸に直角に 25 メートルの所
- イ 2 から護岸に直角に 25 メートルの所
- ウ 〃 40 メートルの所
- エ 3 から阿多田島とまりの鼻西端を見通す線上 40 メートルの所
- オ 〃 5 メートルの所
- カ 1 から護岸に直角に 5 メートルの所

3 地元地区 大竹市阿多田

1 公示番号 区第 1 4 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 大竹市阿多田島内深浦地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によつて囲まれた区域

- 基 点 1 阿多田島とまりの鼻南側付け根に接する石積護岸北端 (スベリの南側) から海岸沿い南西へ 160 メートルの所
- 〃 2 1 から海岸沿い南西へ 45 メートルの所

- ア 1 から阿多田島長浦鼻北端を見通す線上 30 メートルの所
- イ //
- ウ 2 から阿多田島出口の鼻を見通す線上 5 メートルの所
- エ //

3 地元地区 大竹市阿多田

1 公示番号 区第15号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名称 時期
- 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 大竹市阿多田島内深浦地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基点 1 阿多田島とまりの鼻南側付け根に接する石積護岸北端（スベリの南側）
- // 2 1 から海岸沿い南西へ 70 メートルの所
- ア 1 から 270 度 30 メートルの所
- イ // 5 メートルの所
- ウ 2 から 270 度 15 メートルの所
- エ // 45 メートルの所

3 地元地区 大竹市阿多田

1 公示番号 区第16号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名称 時期
- 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 大竹市阿多田島内深浦地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域
- 基点 1 阿多田島長浦鼻北端
- // 2 // ヨケ鼻北西端
- // 3 // とまりの鼻西側の岩
- // 4 // 内深浦南奥護岸東端
- // 5 4 から護岸沿い北西へ 60 メートルの所（スベリの中央）

- ハ 6 阿多田島うどまりの鼻南側付け根
- ア 1 から 2 を見通す線上 240 メートルの所
- イ ウから廿日市市宮島町青海苔浦から西へ 2 番目の山の高 (202 メートル) を見通す線と 1 から 2 を見通す線との交点
- ウ 3 から 6 を見通す線上 10 メートルの所
- エ 4 から 3 を見通す線上 100 メートルの所
- オ 5 から 0 度 100 メートルの所
- カ 3 から 6 を見通す線と 5 から 0 度の線との交点
- キ 6 から 3 を見通す線上 100 メートルの所

3 地元地区 大竹市阿多田

1 公示番号 区第 17 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	魚類小割式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 大竹市阿多田島米山地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 阿多田島とまりの鼻西側の岩
- ハ 2 ハ ヨケの鼻西側の浜 (ヨケの鼻ととまりの鼻の間の 2 つの浜の東側の浜) の西端
- ア 1 から廿日市市宮島町青海苔浦から西へ 2 番目の山の高 (202 メートル) を見通す線上 110 メートルの所
- イ ハ
- ウ 2 から宮島町弥山の高 (530 メートル) を見通す線上 320 メートルの所
- エ ハ 110 メートルの所

3 地元地区 大竹市阿多田

1 公示番号 区第 18 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	魚類小割式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	大竹市阿多田島，猪子島地先
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
基 点 1	阿多田島ミシリノ鼻から北西へ1番目の鼻
〃 2	〃 と猪子島を結ぶ防波堤の猪子島側の北側付け根
〃 3	猪子島西側防波堤の北側付け根から防波堤沿い西へ26メートルの所
ア	1から大竹市可部島南端を見通す線上800メートルの所
イ	2から廿日市市宮島町葎籠崎を見通す線上1,570メートルの所
ウ	3から宮島町巖島南東端（鷹ノ巣浦）を見通す線上460メートルの所
エ	〃 150メートルの所
オ	1から猪子島北端を見通す線上160メートルの所

3 地元地区 大竹市阿多田

1 公示番号 区第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	大竹市阿多田島，猪子島地先
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	阿多田島ミシリノ鼻から北西へ1番目の鼻
〃 2	〃 と猪子島を結ぶ防波堤中央部東側曲がり角
〃 3	2から防波堤沿い北東へ30メートルの所
〃 4	猪子島西側防波堤の南側付け根
ア	1から猪子島の高（82メートル）を見通す線上230メートルの所
イ	〃 線と2から猪子島西側防波堤の曲がり角（4から防波堤沿い西へ108メートルの所）を見通す線との交点
ウ	2から4を見通す線上130メートルの所
エ	3からミシリノ鼻北東端を見通す線上210メートルの所

3 地元地区 大竹市阿多田

1 公示番号 区第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島口1丁目, 阿品3丁目地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 宮島口1丁目宮島競艇場西スタンド東角
" 2 廿日市市阿品3丁目南側埋立地南西角(東側)から護岸沿い東へ100メートルの所

ア 1から廿日市市宮島町長浜市宮棧橋埋立地北東角(北から1番目の渡橋南側付け根)を見通す線上850メートルの所

イ " " 380メートルの所

ウ 2から宮島町大なきりを見通す線上380メートルの所

エ " 850メートルの所

3 地元地区 廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内

1 公示番号 区第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市阿品3丁目地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし, 海底電線保護区域を除く。

基 点 1 阿品3丁目南側埋立地北東角(南側)から護岸沿い南西へ160メートルの所

" 2 " (北側)

ア 1から広島市南区似島地獄鼻を見通す線上370メートルの所

イ " 270メートルの所

ウ 2から地獄鼻を見通す線上180メートルの所

エ " 280メートルの所

3 地元地区 廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内

1 公示番号 区第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市阿品3丁目地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	阿品3丁目北側埋立地(旧ヒロシマナタリー)南東角(東側)から護岸沿い北東へ90メートルの所	
〃 2	〃	北東角(南側)
ア	1から広島市南区弁天島北端を見通す線上340メートルの所	
イ	〃	240メートルの所
ウ	2から広島市南区小弁天島の高を見通す(94度)線上70メートルの所	
エ	〃	170メートルの所

3 地元地区 廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内

1 公示番号 区第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市地御前地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、地御前漁港に通じる航路(イウ間の幅員245メートル, エア間の幅員220メートル)の区域を除く。	
基 点 1	廿日市市地御前5丁目ハートコ火立岩埋立地艇庫前の南側階段上部付け根から護岸沿い南へ36メートルの所(排水口)	
〃 2	〃	廿日市木材港南側護岸南東角から南西へ1番目の護岸角
ア	1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上1,730メートルの所	
イ	〃	〃 675メートルの所

- ウ 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上 670 メートルの所
- エ // 1,680 メートルの所
- 3 地元地区 廿日市市地御前, 地御前1～5丁目, 地御前北1～3丁目, 宮内
- 1 公示番号 区第24号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 廿日市市地御前地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 廿日市市地御前5丁目ハートコ火立岩埋立地艇庫前の南側階段上部付け根から護岸沿い南へ36メートルの所
- // 2 // 護岸北角(内角)から護岸沿い北東へ15メートルの所
- ア 1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上570メートルの所
- イ // // 370メートルの所
- ウ 2から宮島町せんご鼻東端を見通す(156度30分)線上1,015メートルの所
- エ // 1,220メートルの所
- 3 地元地区 廿日市市地御前, 地御前1～5丁目, 地御前北1～3丁目, 宮内
- 1 公示番号 区第25号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 廿日市市廿日市木材港地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点	1	廿日市市地御前1丁目護岸東角（御手洗川河口右岸角）から護岸沿い南西へ155メートルの所
〃	2	〃 串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ55メートルの所
ア		1から廿日市市宮島町せんご鼻東端を見通す線上1,010メートルの所
イ		〃 810メートルの所
ウ		2から江田島市沖美町絵の島南西端を見通す線上675メートルの所
エ		〃 875メートルの所

3 地元地区 廿日市市地御前，地御前1～5丁目，地御前北1～3丁目，宮内

1 公示番号 区第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市阿品1丁目，地御前5丁目地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケを結んだ6直線とケアを距岸90メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし，艇庫に通じる幅員20メートルの区域を除く。

基 点	1	阿品1丁目西幸記念碑埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ40メートルの所
〃	2	地御前5丁目ハートコ火立岩埋立地艇庫前の階段北側付け根
〃	3	〃 沖山鼻突端
〃	4	〃 田屋埋立地南東側の有府川河口暗渠南端
ア		1から広島市南区弁天島南端を見通す線と距岸90メートルの線との交点
イ		〃 5メートルの線との交点
ウ		2から広島市南区似島地獄鼻を見通す線と距岸5メートルの線との交点
エ		〃 線上25メートルの所

- オ 3 から地獄鼻を見通す線上 25 メートルの所
 カ 4 から弁天島北端を見通す線上 25 メートルの所
 キ // 180 メートルの所
 ク 3 から地獄鼻を見通す線上 125 メートルの所
 ケ 2 から地獄鼻を見通す線と距岸 90 メートルの線との交点
- 3 地元地区 廿日市市地御前，地御前 1～5 丁目，地御前北 1～3 丁目，宮内

1 公示番号 区第 27 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市地御前 1 丁目地先
 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カアを結んだ 6 直線によって囲まれた区域。ただし，中央の幅員 10 メートルの船通しの区域を除く。

- | | |
|-------|--|
| 基 点 1 | 地御前 1 丁目と 5 丁目との境界護岸角（内角）から護岸沿い北東へ 35 メートルの所（樋門中央） |
| // 2 | // 護岸東角から護岸沿い南西へ 40 メートルの所 |
| // 3 | // 10 メートルの所 |

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ア | 1 から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上 190 メートルの所 |
| イ | // 20 メートルの所 |
| ウ | 2 から大奈佐美島西端を見通す線上 120 メートルの所 |
| エ | 3 から沖美町絵の島東端を見通す線上 460 メートルの所 |
| オ | 2 から大奈佐美島西端を見通す線上 410 メートルの所 |
| カ | // 490 メートルの所 |

3 地元地区 廿日市市地御前，地御前 1～5 丁目，地御前北 1～3 丁目，宮内

1 公示番号 区第 28 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市串戸 1 丁目地先

- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 廿日市市廿日市木材港南側護岸南角から護岸沿い北西に770メートルの所
- 〃 2 〃 705メートルの所
- 〃 3 〃 685メートルの所
- 〃 4 〃 570メートルの所
- ア 1から245度340メートルの所
- イ 〃 250メートルの所
- ウ 3から245度240メートルの所
- エ 4から245度440メートルの所
- オ 2から245度510メートルの所
- 3 地元地区 廿日市市地御前, 地御前1～5丁目, 地御前北1～3丁目, 宮内

1 公示番号 区第29号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市下の浜地先

漁場の区域 次のア2, 2イ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サ5, 5シ, シス, スセ, セソ, ソアを結んだ17直線によって囲まれた区域

基 点 1 廿日市市永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角(永慶寺川河口左岸角)

〃 2 〃 南東角

〃 3 〃 上の浜1丁目1番地埋立地南側の護岸南角

〃 4 〃 上ノ浜漁港南側防波堤南側付け根

〃 5 〃 突端

ア 1から永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す線上12メートルの所

イ 2から321度46メートルの所

ウ 〃 330度62メートルの所

エ 3から217度107メートルの所

オ	〃	225度50メートルの所
カ	〃	255度50メートルの所
キ	〃	201度18メートルの所
ク	4から	231度30分60メートルの所
ケ	〃	124度16メートルの所
コ	〃	112度14メートルの所
サ	〃	87度83メートルの所
シ	3から	113度30分226メートルの所
ス	〃	127度264メートルの所
セ	〃	150度30分345メートルの所
ソ	1から	永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す延長線上220メートルの所

- 3 地元地区 廿日市市上の浜1・2丁目, 下の浜, 物見西1・2丁目, 物見東1・2丁目, 前空1～6丁目, 大野中央1～5丁目, 大野1・2丁目, 大野字早時, 字別府, 字土井, 字高畑

- 1 公示番号 区第30号

- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市大野2丁目地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大野2丁目三菱石油コークス工場棧橋南西側付け根から護岸沿い南西へ202メートルの所(護岸継目)

〃 2 〃
〃 90メートルの所

ア	1から	135度30メートルの所
イ	2から	135度30メートルの所
ウ	〃	135度60メートルの所
エ	1から	135度60メートルの所

- 3 地元地区 廿日市市大野中央1丁目

- 1 公示番号 区第31号

- 2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市大野2丁目地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大野2丁目三菱石油コークス工場棧橋北東側付け根から護岸沿い北東へ65メートルの所

〃 2 〃 護岸北東角(南側)

ア 1から125度60メートルの所

イ 2から131度60メートルの所

ウ 〃 90メートルの所

エ 1から125度90メートルの所

3 地元地区 廿日市市大野中央1丁目、大野1丁目

1 公示番号 区第32号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島口西1丁目地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 宮島口西1丁目1番(熊の浦)埋立地南西角

〃 2 〃 国道2号線排水口樋門中央

〃 3 〃 観音崎の西側護岸東側付け根から護岸沿い西へ35メートルの所(護岸角)

ア 1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上280メートルの所

イ 〃 830メートルの所

ウ 3から宮島町飛鳥の鼻を見通す線上750メートルの所

エ 2から宮島町江の浦の西側の鼻を見通す線上350メートルの所

3 地元地区 廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原1丁目

1 公示番号 区第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島口西1丁目地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1	宮島口西1丁目4番埋立地護岸南西角
〃 2	廿日市市宮島口1丁目1番佐久間宅埋立地護岸南西角
ア	1から廿日市市宮島町網の浦の棧橋西側付け根を見通す線上 360メートルの所
イ	2から宮島町大鳥居中央を見通す線上 450メートルの所
ウ	〃 910メートルの所
エ	1から網の浦の棧橋西側付け根を見通す線上 820メートルの所

3 地元地区 廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原1丁目

1 公示番号 区第34号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町御床浦地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1	宮島町須屋ノ鼻北西端
〃 2	〃 チンガクソの鼻から海岸沿い南西へ 50メートルの所
〃 3	〃 大川浦と御床浦との中間の沖赤石
ア	1から廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根（国道2号線トンネル西口）を見通す線上 130メートルの所
イ	2からヤクショウ鼻西側付け根（国道2号線トンネル西口）を見通す線上 710メートルの所
ウ	3から廿日市市沖塩屋4丁目モービル油そう棧橋中央を見通す線

- 上 810 メートルの所
- エ // 梅原蛭ヶ崎鼻の高を見通す線上 250 メートルの所
- オ 2 から廿日市市宮浜温泉 1 丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上 180 メートルの所
- カ // 340 メートルの所
- 3 地元地区 廿日市市宮島口 1・2 丁目, 宮島口西 1～3 丁目, 深江 3 丁目, 大野字早時, 大野中央 1 丁目, 大野 1 丁目, 梅原 2 丁目, 大野原 1 丁目, 林が原 1・2 丁目, 丸石 2～4 丁目, 宮浜温泉 1～2 丁目, 沖塩屋 3 丁目, 塩屋 1 丁目, 上の浜 1・2 丁目, 大竹市 (ただし, 阿多田を除く。)

1 公示番号 区第 3 5 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町包ヶ浦地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域。ただし, 航路幅員 100 メートルの区域を除く。

基 点 1	宮島町包ヶ浦海水浴場南の排水口樋門中央から旧護岸 (砂浜あがり詰めの護岸) 沿い北西へ 36 メートルの所
// 2	1 から旧護岸 (砂浜あがり詰めの護岸) 沿い北西へ 355 メートルの所
ア	1 から 60 度 430 メートルの所
イ	// 55 度 1,100 メートルの所
ウ	2 から 50 度 1,150 メートルの所
エ	// 50 度 480 メートルの所

3 地元地区 廿日市市宮島口 1・2 丁目, 宮島口西 1～3 丁目, 深江 3 丁目, 大野字早時, 大野中央 1 丁目, 大野 1 丁目, 梅原 2 丁目, 大野原 1 丁目, 林が原 2 丁目

1 公示番号 区第 3 6 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市物見東1丁目地先		
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域		
基 点	1	物見東1丁目屋田越橋下の樋門北端から護岸沿い北東へ	37メートルの所
〃	2	〃	90メートルの所
ア	1 から廿日市市宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線上10メートルの所		
イ	2 から宮島町地先の亀石灯台を見通す線上10メートルの所		
ウ	〃		
エ	1 から江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線上50メートルの所		

3 地元地区 廿日市市大野字早時

1 公示番号 区第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市宮島口西1丁目地先		
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域		
基 点	1	宮島口西1丁目4番埋立地北側水路出口右岸角から護岸沿い南へ	75メートルの所
〃	2	〃	25メートルの所
ア	1 から廿日市市宮島町大鳥居の中央を見通す線上10メートルの所		
イ	2 から大鳥居の中央を見通す線上10メートルの所		
ウ	〃		
エ	1 から大鳥居の中央を見通す線上50メートルの所		

3 地元地区 廿日市市宮島口西3丁目

1 公示番号 区第38号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 漁場の位置 | 廿日市市宮島町須屋浦地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 宮島町須屋ノ鼻西端 |
| 〃 2 | 〃 須屋浦大石北の鼻北西端 |
| ア | 1から廿日市市大野鳴川川河口中央を見通す線上 75メートルの所 |
| イ | 2から鳴川川河口中央を見通す線上10メートルの所 |
| ウ | 〃 大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上 70メートルの所 |
| エ | 1から鳴川川河口中央を見通す線上150メートルの所 |

- 3 地元地区 廿日市市林が原1丁目、丸石2～4丁目、宮浜温泉1・2丁目、沖塩屋3丁目

- 1 公示番号 区第39号

- 2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- | | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 廿日市市宮島町下谷地先 |
| 漁場の区域 | 次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 宮島町下谷鼻 |
| 〃 2 | 1から46度30分の線と海岸線との交点 |
| 〃 3 | 4から46度30分の線と海岸線との交点 |
| 〃 4 | 1から海岸沿い南東へ100メートルの所 |
| ア | 1から廿日市市大野小ヤクシヨウ鼻を見通す線上 70メートルの所 |
| イ | 2から小ヤクシヨウ鼻を見通す線上50メートルの所 |

- 3 地元地区 廿日市市林が原1丁目、丸石2～4丁目、宮浜温泉1・2丁目、沖塩屋3丁目

- 1 公示番号 区第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市宮島町御床浦地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基 点 1	宮島町御床浦烏帽子岩
〃 2	1から61度30分の線と最大高潮時海岸線との交点
〃 3	〃 46度30分の線と最大高潮時海岸線との交点
ア	1から2を見通す線上120メートルの所
イ	〃 25度150メートルの所
ウ	〃 13度80メートルの所
エ	〃 13度の線と3から249度の線との交点
オ	3から249度の線と距岸10メートルの線との交点
カ	2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区	廿日市市宮島口1・2丁目, 宮島口西1～3丁目, 深江3丁目, 梅原2丁目, 沖塩屋3丁目, 林が原1・2丁目
--------	---

1 公示番号 区第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市宮島町大江浦地先
漁場の区域	次の1ア, アイ, イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基 点 1	宮島町大川浦東大岩
〃 2	3から184度の線と最大高潮時海岸線との交点
〃 3	宮島町白鼻
ア	1から236度60メートルの所
イ	2から314度50メートルの所

3 地元地区	廿日市市宮島口1・2丁目, 宮島口西1～3丁目, 深江3丁目, 大野宇早時, 大野中央1丁目, 大野1丁目, 梅原2丁目, 大野原1丁目, 林が原1丁目
--------	--

1 公示番号 区第42号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町下室浜地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1	宮島町下室浜水場の東鼻
ア	1から337度80メートルの所
イ	〃 350度150メートルの所
ウ	〃 10度130メートルの所
エ	〃 10度60メートルの所

3 地元地区 廿日市市宮島口1丁目

1 公示番号 区第43号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町上室浜, 下室浜地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキクを距岸10メートルで結んだ線とクアを結んだ直線とによって囲まれた区域

基 点 1	宮島町下室浜から北へ1番目の鼻の北西端
〃 2	1から海岸沿い北東へ50メートルの所
〃 3	宮島町上室浜半ト岩から海岸沿い南西へ50メートルの所
ア	1から257度80メートルの所
イ	〃 280度110メートルの所
ウ	〃 11度30分140メートルの所
エ	〃 28度200メートルの所
オ	〃 14度280メートルの所
カ	3から341度30分50メートルの所
キ	〃 の線と距岸10メートルの線との交点
ク	2から311度の線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 廿日市市大野中央1丁目, 大野1丁目, 宮島口西1丁目

1 公示番号 区第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市宮島町多々良潟地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸5メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを距岸5メートルで結んだ線とクアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基 点 1	宮島町多々良潟西の鼻
〃 2	〃 埋立地護岸北西角
〃 3	〃 北東角から海岸沿い西へ50メートルの所
〃 4	〃 西の鼻から海岸沿い南西へ140メートルの所
ア	4から廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地排水口（階段南側付け根）を見通す線上90メートルの所
イ	1から295度90メートルの所
ウ	〃 0度90メートルの所
エ	3から351度50メートルの所
オ	〃 の線と距岸5メートルの線との交点
カ	2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点
キ	1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点
ク	4から油ヶ免埋立地排水口（階段南側付け根）を見通す線と距岸5メートルの線との交点

3 地元地区 廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野中央1丁目

1 公示番号 区第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	蛭ヶ崎鼻南端
〃 2	〃 東側の樋門中央から護岸沿い東へ30メートルの所(護岸

継目)

ア 1 から廿日市市宮島町大江浦の西鼻を見通す (140 度 30 分) 線上
180 メートルの所

イ //

// 10 メートルの所

ウ 2 から大江浦の西鼻を見通す (147 度 30 分) 線上 30 メートルの
所

エ // 160 メートル
の所

3 地元地区 廿日市市大野 1・2 丁目, 大野中央 1 丁目, 大野原 1 丁目, 梅原 2 丁目

1 公示番号 区第 4 6 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 3 種区画漁業	あさり養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市大野 2 丁目地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ,
エアを結んだ 2 直線によって囲まれた区域

基 点 1 大野 2 丁目護岸南角 (西側)

// 2 // 三菱石油コークス工場棧橋南西側付け根から護岸沿い
南西へ 5 メートルの所

ア 1 から 135 度 50 メートルの所

イ // の線と距岸 5 メートルの線との交点

ウ 2 から棧橋に平行に引いた線と距岸 5 メートルの線との交点

エ // 線上 20 メートルの所

3 地元地区 廿日市市大野 1・2 丁目, 大野中央 1～5 丁目, 上の浜 1・2 丁目, 物
見西 1・2 丁目, 梅原 1・2 丁目

1 公示番号 区第 4 7 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 3 種区画漁業	あさり養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市大野 2 丁目地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ,

- エオ, オカ, カアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 大野2丁目三菱石油コークス工場棧橋北東側付け根から護岸沿い北東へ5メートルの所
- 〃 2 〃 護岸東角(南側)から護岸沿い南西へ45メートルの所
- 〃 3 〃 (北側)
- ア 1から棧橋に平行に引いた線上20メートルの所
- イ 〃 線と距岸5メートルの線との交点
- ウ 3から131度の線と距岸5メートルの線との交点
- エ 〃 90メートルの所
- オ 2から131度50メートルの所
- カ 〃 20メートルの所
- 3 地元地区 廿日市市大野1・2丁目, 大野中央1~5丁目, 上の浜1・2丁目, 物見西1・2丁目, 梅原1・2丁目

1 公示番号 区第48号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島口西観音崎地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 観音崎の西側護岸東側付け根から護岸沿い西へ55メートルの所

〃 2 〃 27メートルの所

ア 1から廿日市市宮島町多々良瀉埋立地護岸北東角を見通す線と距岸5メートルの線との交点

イ 〃 線上40メートルの所

ウ 2から宮島町大黒鼻を見通す線上40メートルの所

エ 〃 線と距岸5メートルの線との交点

3 地元地区 廿日市市宮島口西1丁目

1 公示番号 区第49号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市宮島口西1丁目地先
漁場の区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ, エオ, オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点 1	宮島口西1丁目4番埋立地南西角(内角)
〃 2	〃 南東角
〃 3	〃 5番埋立地南西角の突堤北側付け根
ア	1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上200メートルの所
イ	〃 線と距岸10メートルの線との交点
ウ	3から宮島町清水ヶ浦の北側の鼻(清水ヶ浦と米ヶ浦との間の鼻)を見通す線と距岸10メートルの線との交点
エ	〃 〃 線上250メートルの所
オ	2から105度150メートルの所

- 3 地元地区 廿日市市宮島口1～4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口西1～3丁目, 宮島口東1～3丁目, 対巖山1～3丁目, 福面1～3丁目, 深江1～3丁目, 大野字中山, 字更地, 字上更地, 字下更地

1 公示番号 区第50号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市宮島町下室浜地先
漁場の区域	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 区-A-お-13及び区-A-お-14の区域を除く。
基点 1	宮島町下室浜水場の東鼻
〃 2	〃 北鼻
〃 3	2から北へ1番目の鼻
ア	1から297度45分75メートルの所
イ	2から243度30分160メートルの所
ウ	〃 304度30分140メートルの所
エ	〃 346度160メートルの所

3 地元地区 廿日市市大野1・2丁目, 大野中央1～5丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 物見西1丁目

1 公示番号 区第51号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町多々良潟地先

漁場の区域 次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キ5を結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 区-A-お-14, 区-A-お-15の区域を除く。

基 点 1	宮島町上室浜州鼻 (砂浜中央)
〃 2	〃 半ト岩
〃 3	〃 多々良潟西の鼻
〃 4	〃 埋立地護岸北西角
〃 5	〃 北東角

ア 1から304度55メートルの所

イ 2から342度90メートルの所

ウ 〃 352度40メートルの所

エ 3から255度130メートルの所

オ 〃 318度225メートルの所

カ 4から325度260メートルの所

キ 5から359度120メートルの所

3 地元地区 廿日市市大野1・2丁目, 大野中央1～5丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 物見西1丁目

1 公示番号 区第52号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市大野垣ノ浦地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大野ヤクショウ鼻と護岸との交点から護岸沿い西へ150メートル

- の所（護岸の西側切れ目）
- 〃 2 廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角
- ア 1から廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線上270メートルの所
- イ 〃 490メートルの所
- ウ 2から宮島町チンガクソ鼻を見通す線上510メートルの所
- エ 〃 290メートルの所
- 3 地元地区 廿日市市塩屋1・2丁目，沖塩屋1～4丁目，林が原1・2丁目，丸石1～5丁目，宮浜温泉1～3丁目

1 公示番号 区第53号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 廿日市市大野鳴川地先
- 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 廿日市市大野ヤクショウ鼻と護岸との交点から護岸沿い西へ150メートルの所（護岸の西側切れ目）
- 〃 2 〃 宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角
- ア 1から廿日市市宮島町長ノ浦（平根鼻）を見通す線上650メートルの所
- イ 〃 900メートルの所
- ウ 2から宮島町チンガクソ鼻を見通す線上880メートルの所
- エ 〃 下谷鼻（チンガクソ鼻の東へ1番目の鼻）を見通す線上610メートルの所

- 3 地元地区 廿日市市塩屋1・2丁目，沖塩屋1～4丁目，林が原1・2丁目，丸石1～5丁目，宮浜温泉1～3丁目

1 公示番号 区第54号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市丸石漁港地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 廿日市市丸石漁港東側埋立地護岸南西角（南側の角）
ア 1から164度780メートルの所
イ // 410メートルの所
ウ // 118度30分330メートルの所
エ // 610メートルの所

3 地元地区 廿日市市塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目

1 公示番号 区第55号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町南西地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域。ただし、南北に通じる（幅員200メートル）船通し2箇所を区域を除く。

基 点 1 宮島町山白鼻
// 2 // 大鼻西の大岩（二ツ岩）
// 3 // 青海苔浦東の大岩
ア 1から大竹市阿多田島西端を見通す線上450メートルの所
イ 2から阿多田島東の高（観音山）を見通す線上300メートルの所
ウ 3から大竹市猪子島東端を見通す線上450メートルの所
エ // 750メートルの所
オ 2から阿多田島東の高（観音山）を見通す線上600メートルの所
カ 1から阿多田島西端を見通す線上750メートルの所

3 地元地区 廿日市市大野、大野1・2丁目、大野中央1～5丁目、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対巖山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野原1～4

丁目，大竹市玖波1丁目～8丁目

1 公示番号 区第56号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 廿日市市宮島町焼山地先
- 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 宮島町藤ヶ浦の大岩
- 〃 2 〃 焼山浦南西1番目の鼻北東端
- ア 1から大竹市阿多田島と猪子島の喰い合いを見通す(181度)線上280メートルの所
- イ 〃 の高を見通す(186度)線上570メートルの所
- ウ 2から180度550メートルの所
- エ 〃 240メートルの所
- 3 地元地区 廿日市市塩屋1・2丁目，沖塩屋1～4丁目，林が原1・2丁目，丸石1～5丁目，宮浜温泉1～3丁目

1 公示番号 区第57号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 廿日市市宮島町須屋浦地先
- 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカを結んだ5直線とカキを距岸10メートルで結んだ線とキクを結んだ直線とクアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 2から海岸沿い北西へ130メートルの所
- 〃 2 宮島町須屋浦神社前拜殿北西角
- 〃 3 〃 チンガクソ鼻から海岸沿い南西へ89メートルの所
- 〃 4 〃 47メートルの所
- ア 1から廿日市市宮島口西観音崎を見通す線と距岸5メートルの線との交点

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町御床浦地先
漁場の区域 次の1ア, アイ, イ2, 2・1を結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1 宮島町御床浦神社の鼻の西端
" 2 1から南西へ1番目の鼻
ア 1から廿日市市大野小ヤクショウ鼻を見通す線上 50メートルの所
イ 2から小ヤクショウ鼻を見通す線上 50メートルの所

3 地元地区 廿日市市沖塩屋1～4丁目

1 公示番号 区第60号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町大川浦地先
漁場の区域 次の2ア, アイ, イ3を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基 点 1 宮島町大川浦赤石
" 2 " の付け根の海岸角から海岸沿い北東へ 60メートルの所
" 3 " から59度の線と最大高潮時海岸線との交点
" 4 " 東大岩
ア 1から4度 140メートルの所
イ 4から214度 180メートルの所

3 地元地区 廿日市市沖塩屋1～4丁目

1 公示番号 区第61号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市物見東1丁目地先(屋田越)
漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ5直線とによって囲まれた区域

- | | | |
|----|---|--|
| 基点 | 1 | 廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地北端護岸角（埋立地と国道2号線との交点）から護岸沿い南へ20メートルの所 |
| | 2 | 北東へ15メートルの所 |
| | 3 | 物見東1丁目屋田越橋下樋門北端 |
| | 4 | 3から護岸沿い北東へ37メートルの所 |
| ア | | 1から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上10メートルの所 |
| イ | | 2から亀石灯台を見通す線と距岸5メートルの線との交点 |
| ウ | | 4から宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線と距岸5メートルの線との交点 |
| エ | | 線上60メートルの所 |
| オ | | 4から亀石灯台を見通す線上85メートルの所 |
| カ | | 3から亀石灯台を見通す線上90メートルの所 |
| キ | | 1から亀石灯台を見通す線上80メートルの所 |
- 3 地元地区 廿日市市物見東1・2丁目、前空1～6丁目、深江1～3丁目、大野字早時、字鯛ノ原、字高見、字水口、字別府、字熊ヶ浦、字土井、字田屋、字筏津、字棚田、字高畑、字陣場、字池田、字小田ノ口、字郷、字中津岡、字滝ノ下

1 公示番号 区第62号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|--------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名称 | 時期 |
| 第3種区画漁業 | あさり養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市大野賀撫津地先（早時鼻）

漁場の区域 次のアイを距岸5メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域

- | | | |
|----|---|--------------------------------------|
| 基点 | 1 | 3から護岸沿い南西へ91メートルの所 |
| | 2 | 41メートルの所（排水口中央） |
| | 3 | 大野賀撫津かき殻搬入路西側付け根の階段取付部西角 |
| ア | | 1から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線と距岸5メートルの線との交点 |
| イ | | 2から亀石灯台を見通す線と距岸5メートルの線との交点 |
| ウ | | 3から亀石灯台を見通す線上10メートルの所 |

- エ // 60メートルの所
 オ 1から亀石灯台を見通す線上25メートルの所
 3 地元地区 廿日市市物見東1・2丁目、前空1～6丁目、深江1～3丁目、大野字早時、字鯛ノ原、字高見、字水口、字別府、字熊ヶ浦、字土井、字田屋、字筏津、字棚田、字高畑、字陣場、字池田、字小田ノ口、字郷、字中津岡、字滝ノ下

1 公示番号 区第63号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第3種区画漁業 | あさり養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 廿日市市宮島町大江浦、大川浦地先
 漁場の区域 次の2ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キ4を結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区-A-お-12の区域を除く。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 基 点 1 | 宮島町大川浦赤石 |
| // 2 | 1から42度の線と最大高潮時海岸線との交点 |
| // 3 | 宮島町大川浦東大岩 |
| // 4 | 3から19度の線と最大高潮時海岸線との交点 |

- | | |
|---|---------------------|
| ア | 3から214度180メートルの所 |
| イ | // 249度45分280メートルの所 |
| ウ | // 270度45分230メートルの所 |
| エ | // 331度155メートルの所 |
| オ | // 359度460メートルの所 |
| カ | // 3度30分560メートルの所 |
| キ | 4から244度115メートルの所 |

- 3 地元地区 廿日市市大野、大野1・2丁目、大野中央1～5丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、大野原1～4丁目、梅原1・2丁目

1 公示番号 区第64号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 廿日市市宮島町中崎鼻地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 宮島町聖崎東側小島の東端

〃 2 〃 中崎鼻の南東端

ア 1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(59度30分)線上250メートルの所

イ 〃 700メートルの所

ウ 2から津久根島の高を見通す(47度30分)線上700メートルの所

エ 〃 250メートルの所

3 地元地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 区第65号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名称	時期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町包ヶ浦地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 宮島町包ヶ浦防波堤北側付け根

ア 1から66度120メートルの所

イ 〃 52度780メートルの所

ウ 〃 70度810メートルの所

エ 〃 117度270メートルの所

3 地元地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 区第66号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名称	時期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町鷹の巣浦地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区

- 域
- | | | |
|-----|---|---------------------------------------|
| 基 点 | 1 | 宮島町せんご鼻南東端 |
| 〃 | 2 | 1 から 182 度 30 分の線と海岸線との交点(旧陸軍の砲台石の北端) |
| ア | | 1 から江田島市沖美町絵の島北端を見通す線上 50 メートルの所 |
| イ | | 〃
150 メートルの |
| | | 所 |
| ウ | | 2 から沖美町大奈佐美島北端を見通す線上 200 メートルの所 |
| エ | | 〃
90 メートルの所 |
- 3 地元地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 区第 6 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|-----------|-----------|-----------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町入浜地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

- | | | |
|-----|---|---|
| 基 点 | 1 | 宮島町腰細浦の東の鼻から北東へ 1 番目の鼻 (入浜の東鼻から 219 度 30 分の線と海岸線との交点) |
| 〃 | 2 | 〃 入浜の東の鼻から北東へ 1 番目の鼻 (腰細浦の東鼻から 33 度の線と海岸線との交点) |
| ア | | 1 から江田島市沖美町小黑神島の高 (130 メートル) を見通す線上 60 メートルの所 |
| イ | | 2 から沖美町岸根の鼻を見通す 130 メートルの所 |
| ウ | | 〃
280 メートルの所 |
| エ | | 1 から小黑神島の高 (130 メートル) を見通す線上 290 メートルの所 |

3 地元地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 区第 6 8 号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|-----------|-----------|-----------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町大砂利地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 宮島町大砂利西端(しろ鼻)から西へ1番目の鼻の東端(しろ鼻の西の砂浜との境)

〃 2 〃 腰細神社中央の海岸点から海岸沿い西へ70メートルの所(石積護岸の東端)

ア 1から江田島市沖美町小黑神島西端を見通す線上200メートルの所

イ 2から沖美町まないた石灯台を見通す210メートルの所

ウ 〃 360メートルの所

エ 1から小黑神島西端を見通す線上350メートルの所

3 地元地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 区第69号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町小なきり地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基点 1 宮島町小なきり鼻

〃 2 〃 大なきり鼻

ア 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 〃 40メートルの線との交点

ウ 2から1を見通す線と距岸40メートルの線との交点

エ 〃 10メートルの線との交点

3 地元地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 区第70号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町大なきり地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 40 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 宮島町大なきり鼻
" 2 " 清水ヶ浦北の鼻
ア 1 から 2 を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
イ " 40 メートルの線との交点
ウ 2 から 1 を見通す線と距岸 40 メートルの線との交点
エ " 10 メートルの線との交点

3 地元地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 区第 7 1 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町米ヶ浦地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域。ただし, オカ, カキ, キク, クオを結んだ 4 直線によって囲まれた区域を除く。

基 点 1 宮島町米ヶ浦護岸北端
" 2 " 中央階段北側護岸南角から護岸沿い北へ 3 メートルの所
" 3 " 南側護岸北角から護岸沿い南へ 10 メートルの所
" 4 " 南側護岸南端 (3 から護岸沿い南へ 75 メートルの所)

ア 1 から廿日市市宮島口 1 丁目松大観光船棧橋 (北から 1 番目) 中央を見通す線上 40 メートルの所

イ " 5 メートルの所

ウ 4 から宮島口 1 丁目松大観光船棧橋 (北から 1 番目) 中央を見通す線上 5 メートルの所

エ " 40 メートルの所

オ 2 から宮島口 1 丁目松大観光船棧橋 (北から 1 番目) 中央を見通す線とアエを結んだ直線との交点

1 公示番号 区第74号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町姥ヶ懐地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 宮島町姥ヶ懐北の鼻

〃 2 〃 南の鼻

ア 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 区第75号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市宮島町中崎地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 宮島町中崎鼻の東側中央のくぼ北端

〃 2 〃 南端

ア 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 廿日市市宮島町

1 公示番号 区第76号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市西区商工センター8丁目地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 商工センター8丁目新八幡川橋下流側左岸付け根から橋の下流側縁に沿って西へ15メートルの所
- 〃 2 〃
〃 118メートルの所
- ア 1から広島市南区似島下高山の高(203メートル)を見通す線上500メートルの所
- イ 〃
800メートルの所
- ウ 2から広島市南区小弁天島北端を見通す線上810メートルの所
- エ 〃 510メートルの所
- 3 地元地区 広島市西区井口1～5丁目, 井口明神1～3丁目, 井口台1～4丁目, 井口鈴が台1～3丁目

1 公示番号 区第77号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|----------------|
| 第3種区画漁業 | あさり養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市西区商工センター8丁目地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 商工センター8丁目新八幡川橋下流側左岸付け根から橋の下流側縁に沿って西へ15メートルの所
- 〃 2 〃
〃 118メートルの所
- ア 1から広島市南区似島下高山の高(203メートル)を見通す線上225メートルの所
- イ 〃
335メートルの所
- ウ 2から似島地獄鼻西端を見通す線上345メートルの所
- エ 〃 235メートルの所
- 3 地元地区 広島市西区井口1～5丁目, 井口明神1～3丁目, 井口台1～4丁目, 井口鈴が台1～3丁目

1 公示番号 区第78号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----|-----|
|----------|-----|-----|

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市佐伯区吉見新開地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 広島市佐伯区五日市地区港湾整備事業埋立地護岸南東角
" 2 広島市西区商工センター8丁目新八幡川橋の東から101メートルの所(2番目の橋脚中央)
ア 1から176度1,050メートルの所
イ " 650メートルの所
ウ 2から広島市南区弁天島北端を見通す線上1,830メートルの所
エ " 2,130メートルの所

3 地元地区 広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目

1 公示番号 区第79号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市佐伯区津久根島地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 津久根島の高
ア 1から264度620メートルの所
イ " 江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す線上930メートルの所
ウ " 西端を見通す線上1,150メートルの所
エ " 256度940メートルの所

3 地元地区 広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目

1 公示番号 区第80号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市佐伯区津久根島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 津久根島の高

ア 1から廿日市市極楽寺山(693メートル)の高を見通す線上300メートルの所

イ // 163度30分750メートルの所

ウ // 183度850メートルの所

エ // 廿日市市廿日市木材港整理場東の埠頭護岸北東角を見通す(227度30分)線上490メートルの所

3 地元地区 広島市西区草津浜町、草津南1丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目

1 公示番号 区第81号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市佐伯区津久根島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 津久根島の高

ア 1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線上200メートルの所

イ // 450メートルの所

ウ 1から95度1,200メートルの所

エ // 106度1,120メートルの所

3 地元地区 広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目

1 公示番号 区第82号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市佐伯区津久根島地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	津久根島の高
ア	1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線上650メートルの所
イ	〃 900メートルの所
ウ	1から79度30分1,410メートルの所
エ	〃 広島市南区元宇品南側護岸南端を見通す(87度30分)線上1,275メートルの所

- 3 地元地区 広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目、南区似島町

- 1 公示番号 区第83号

- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市西区観音新町4丁目地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	観音新町4丁目観音マリーナ親水護岸西防波堤南側付け根から護岸沿い西へ50メートルの所(2から610メートルの所)
〃 2	〃 南側堤防護岸南東角
ア	1から209度30分1,270メートルの所
イ	2から209度30分1,270メートルの所
ウ	〃 209度30分1,530メートルの所
エ	1から209度30分1,530メートルの所

- 3 地元地区 広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目、江波栄町

- 1 公示番号 区第84号

- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
----------	-----	-----

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市西区観音新町4丁目地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 観音新町4丁目観音マリーナ親水護岸西防波堤南側付け根(2から560メートルの所)

〃 2 〃 南側堤防護岸南東角

ア 1から209度30分770メートルの所

イ 2から209度30分770メートルの所

ウ 〃 209度30分1,020メートルの所

エ 1から209度30分1,020メートルの所

3 地元地区 広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1丁目、江波本町、江波二本松1・2丁目、江波栄町

1 公示番号 区第85号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市中区江波沖町地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 江波沖町南西角

〃 2 1から南側護岸の延長線上東へ150メートルの所

ア 1から江波沖町南側護岸に直角に南へ1,790メートルの所

イ 2から209度30分1,790メートルの所

ウ 〃 2,050メートルの所

エ 1から江波沖町南側護岸に直角に南へ2,050メートルの所

3 地元地区 広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町

1 公示番号 区第86号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市中区江波沖町地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 江波沖町南西角
" 2 1から南側護岸の延長線上東へ150メートルの所
ア " に直角に南へ1,300メートルの所
イ 2から209度30分1,300メートルの所
ウ " 1,560メートルの所
エ 1から江波沖町南側護岸に直角に南へ1,560メートルの所

3 地元地区 広島市中区江波東1・2丁目, 江波西2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町

1 公示番号 区第87号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市中区江波沖町地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所
" 2 " 930メートルの所
(西側船台跡南東角から護岸沿い東へ10メートルの所)
ア 1から209度30分1,790メートルの所
イ 2から209度30分1,790メートルの所
ウ " 2,050メートルの所
エ 1から209度30分2,050メートルの所

3 地元地区 広島市中区江波東1・2丁目, 江波西2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町, 江波二本松2丁目

1 公示番号 区第88号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 広島市中区江波沖町地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所
 " 2 " 930メートルの所
 (西側船台跡南東角から護岸沿い東へ10メートルの所)
- ア 1から209度30分1,300メートルの所
 イ 2から209度30分1,300メートルの所
 ウ " 1,560メートルの所
 エ 1から209度30分1,560メートルの所
- 3 地元地区 広島市中区江波東1・2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町,
 江波二本松2丁目, 江波栄町

1 公示番号 区第89号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 広島市中区江波沖町地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 江波沖町南西角
 " 2 1から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所
 ア " に直角に南西へ930メートルの所
 イ " 600メートルの所
 ウ 2から209度30分600メートルの所
 エ " 930メートルの所

3 地元地区 広島市中区江波東2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町

1 公示番号 区第90号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 広島市中区江波沖町地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区

- 域
- 基 点 1 江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ 503 メートルの所
 // 2 // 930 メートルの所
 ア 1 から 209 度 30 分 930 メートルの所
 イ // 600 メートルの所
 ウ 2 から 209 度 30 分 600 メートルの所
 エ // 930 メートルの所
- 3 地元地区 広島市中区江波東 2 丁目, 江波西 2 丁目, 江波南 1・2 丁目, 江波本町,
 江波二本松 2 丁目

1 公示番号 区第 9 1 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市中区江波沖町地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 江波沖町南西角
 // 2 1 から南側護岸の延長線上東へ 350 メートルの所
 ア 1 から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す (203 度) 線上
 2,870 メートルの所
 イ //
 2,650 メートルの所
 ウ 2 から 203 度 2,620 メートルの所
 エ // 2,840 メートルの所

3 地元地区 広島市中区江波東 1・2 丁目, 江波南 1 丁目, 江波本町

1 公示番号 区第 9 2 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区金輪島地先

漁場の区域 次のアイを距岸 50 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸 250 メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距

岸 300 メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 金輪島ドウ石鼻
" 2 " 長浦の鼻南側の護岸南角から護岸沿い南へ 35 メートルの所
ア 1 から 354 度の線と距岸 50 メートルの線との交点
イ 2 から広島市南区似島オオイカダ鼻を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点
ウ " 250 メートルの線との交点
エ 1 から広島市南区宇品海岸 3 丁目広島港湾合同庁舎の南西角を見通す線と距岸 250 メートルの線との交点
オ " 300 メートルの線との交点
カ 1 から 354 度の線と距岸 300 メートルの線との交点

3 地元地区 広島市南区仁保 2～4 丁目, 仁保南 1 丁目, 仁保新町 2 丁目, 丹那新町

1 公示番号 区第 9 3 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区金輪島地先
漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 300 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 50 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 金輪島ドウ石鼻
" 2 " 小島の鼻西端 (株新来島宇品どつく北側ドッグ東端から護岸沿い西へ 52.5 メートルの所)
ア 1 から 354 度の線と距岸 50 メートルの線との交点
イ " 300 メートルの線との交点
ウ 2 から安芸郡坂町広島大橋森山側第 1 橋脚中央を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点
エ " 50 メートルの線との交点

3 地元地区 広島市南区仁保 2～4 丁目, 仁保南 1 丁目, 仁保新町 2 丁目, 向洋大原

町，丹那新町

1 公示番号 区第94号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区金輪島地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウエ，エオ，オカを結んだ3直線とカアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし，海底電線保護区域を除く。

基 点 1 金輪島(株)新来島宇品どつく南側浮棧橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南東へ50メートルの所

〃 2 1から南へ2番目の鼻東端（1から海岸沿い南へ440メートルの所）

〃 3 金輪島尻の鼻から海岸沿い北へ400メートルの所

ア 1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部灯台部浮標課浮標基地南側棧橋付け根を見通す線と距岸40メートルの線との交点

イ //

// 150メートルの線との交点

ウ 2から坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸150メートルの線との交点

エ 3から120度の線上260メートルの所

オ // 140メートルの所

カ 2からタツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸40メートルの線との交点

3 地元地区 広島市南区仁保2～4丁目，仁保南1丁目，仁保新町2丁目，日宇那町，向洋大原町

1 公示番号 区第95号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区峠島地先

- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 峠島北端から海岸沿い南東へ220メートルの所
 // 2 // 東端
 // 3 // 南端
- ア 1から安芸郡坂町観音崎南端を見通す線上90メートルの所
 イ // 160メートルの所
 ウ 2から149度290メートルの所
 エ 3から江田島市江田島町屋形石北端を見通す線上270メートルの所
 オ // 50メートルの所
 カ 2から149度115メートルの所
- 3 地元地区 広島市南区似島町、仁保2～4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、向洋大原町

1 公示番号 区第96号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区峠島地先

漁場の区域 次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸270メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域

基 点 1 峠島北端から南西へ4番目の鼻

// 2 // 南端

ア 1から広島市南区似島ギボの鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点

イ 2から江田島市江田島町屋形石北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点

ウ // 270メートルの線との交点

エ 1からギボの鼻を見通す線と距岸270メートルの線との交点

3 地元地区 広島市南区仁保2～4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、向洋大原町、似島町、西区草津浜町、草津南1・2丁目

1 公示番号 区第97号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区峠島地先
漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸270メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1	2から南西へ4番目の鼻
〃 2	峠島北端
ア	1から広島市南区似島ギボの鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点
イ	〃 270メートルの線との交点
ウ	2からギボの鼻を見通す線と距岸270メートルの線との交点
エ	〃 50メートルの線との交点

3 地元地区 広島市南区仁保2～4丁目、仁保南1丁目、日宇那町、丹那新町

1 公示番号 区第98号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区似島町長谷地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。

基 点 1	似島町ギボの鼻
〃 2	〃 天保山北端（天保山北側護岸の南側付け根）
ア	1から広島市南区金輪島の北側の高（88メートル）を見通す線上180メートルの所
イ	〃 450メートルの所
ウ	2から金輪島南端を見通す線上450メートルの所
エ	〃 180メートルの所

- 3 地元地区 広島市南区似島町，仁保2～4丁目，仁保南1丁目，日宇那町，中区江波南1丁目，西区草津浜町，草津南1丁目，草津東1丁目，井口台3丁目

1 公示番号 区第99号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市南区似島町似島学園地先
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	似島町天保山南端（天保山南側護岸の北側付け根）
〃 2	1から海岸沿い南へ42メートルの所
〃 3	似島町平和養老館東側突堤北側付け根
ア	1から広島市南区峠島北端から南西へ3番目の鼻を見通す(91度)線上450メートルの所
イ	3から安芸郡坂町アサガミ(柵)広島支店敷地南西角を見通す線上500メートルの所
ウ	〃 250メートルの所
エ	2から峠島北端から南西へ3番目の鼻を見通す(89度30分)線上200メートルの所

- 3 地元地区 広島市南区似島町，仁保2丁目，仁保南1丁目，仁保新町2丁目，西区草津浜町，草津南1・2丁目，井口台3丁目，中区江波本町

1 公示番号 区第100号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市南区似島町大黃地先
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	似島町大黃船だまり石積防波堤東側付け根
〃 2	〃 ひがくし鼻

ア	1 から安芸郡坂町アサガミ(柵)広島支店敷地南西角を見通す (94度) 線上 670 メートルの所	
イ	〃	
	〃 930 メートルの所	
ウ	2 からアサガミ(柵)広島支店敷地南西角を見通す (90度) 線上 450メートルの所	
エ	〃	200
	メートルの所	

3 地元地区 広島市南区似島町, 仁保3丁目, 中区江波東2丁目

1 公示番号 区第101号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市南区似島町大黃地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	似島町似島小学校前船揚げ場スベリ北側付け根
〃 2	〃 ひがくし鼻
ア	1 から安芸郡坂町観音崎北端を見通す (78度) 線上 300 メートルの所
イ	2 から似島町平和養老館東側突堤突端を見通す線上 300 メートルの所
ウ	〃 150 メートルの所
エ	〃 大黃船だまり突堤東側付け根を見通す線上 250 メートルの所

3 地元地区 広島市南区似島町

1 公示番号 区第102号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市南区似島町深浦地先
-------	--------------

- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 似島町箕浦鼻先端
 // 2 // 深浦白鼻 (カーブミラーの所)
 // 3 // 深浦の東のスベリ西側付け根から護岸沿い西へ 40 メートルの所
 // 4 // 外方鼻
- ア 1から江田島市江田島町デコ石崎を見通す線上 50 メートルの所
 イ 2から4を見通す線上 50 メートルの所
 ウ // 深浦の東のスベリ先端を見通す線上 130 メートルの所
 エ 3から江田島町大須鼻グリを見通す線上 150 メートルの所
 オ 4から 254 度 50 メートルの所
 カ 1からデコ石崎を見通す線上 100 メートルの所
- 3 地元地区 広島市南区似島町, 仁保3丁目, 仁保南1丁目, 仁保新町2丁目, 中区江波南2丁目, 西区草津浜町, 草津南1・2丁目, 草津東1丁目, 井口明神1丁目, 井口台3丁目

1 公示番号 区第103号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 広島市南区似島町二階地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 似島町地獄鼻西端
 // 2 // 旧荒掛栈橋東側付け根から護岸沿い南東へ 70 メートルの所
 // 3 // 箕浦鼻先端
- ア 1から江田島市沖美町美能内港灯台を見通す線上 310 メートルの所
 イ 2から江田島市江田島町デコ石崎を見通す線上 220 メートルの所
 ウ // 430 メートルの所
 エ 3からデコ石崎を見通す線上 100 メートルの所
 オ // 320 メートルの所
 カ キオを結んだ線上キから東へ 70 メートルの所

- キ 1 から沖美町安渡島の灯台を見通す線上 720 メートルの所
- 3 地元地区 広島市南区似島町，仁保 2～4 丁目，仁保南 1 丁目，向洋大原町，仁保新町 2 丁目，中区江波南 1・2 丁目，江波東 1・2 丁目，江波西 2 丁目，江波本町，西区草津浜町，草津南 1・2 丁目，草津東 1 丁目，井口明神 1 丁目，井口台 3 丁目

1 公示番号 区第 1 0 4 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区似島町大谷地先

漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オアを結んだ 5 直線によって囲まれた区域

基 点	1	似島町地獄鼻北端
〃	2	〃 白鼻
〃	3	〃 ヒジキ鼻

ア 1 から広島市南区弁天島南端を見通す線上 90 メートルの所

イ 〃 190 メートルの所

ウ 2 から広島市南区小弁天島南端を見通す線上 610 メートルの所

エ 3 から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上 720 メートルの所

オ 〃 350 メートルの所

- 3 地元地区 広島市南区似島町，仁保 3・4 丁目，中区江波南 1 丁目

1 公示番号 区第 1 0 5 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区似島町ろくじょうの鼻地先

漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カアを結んだ 6 直線によって囲まれた区域

基 点	1	似島町オオイカダ鼻から護岸沿い南西へ 185 メートルの所
〃	2	〃 ろくのじょうの鼻
〃	3	〃 ギボの鼻

〃 〃

〃 〃

ア 1 から広島市西区商工センター 8 丁目八幡川河口左岸角を見通す

	線上 130 メートルの所
イ	〃
	〃 270 メートルの所
ウ	2 から広島市中区江波沖町三菱重工(株)江波工場護岸南東角を見通す線上 315 メートルの所
エ	3 から広島市南区元宇品南端を見通す線上 380 メートルの所
オ	〃 205 メートルの所
カ	2 から三菱重工(株)江波工場護岸南東角を見通す線上 140 メートルの所

3 地元地区 広島市南区似島町

1 公示番号 区第106号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市南区弁天島，小弁天島地先
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サアを結んだ11直線によって囲まれた区域
基 点 1	小弁天島北端
〃 2	〃 南端
〃 3	弁天島西側隧道口前の護岸南側付け根から護岸沿い南へ10メートルの所
〃 4	〃 南端から岩礁沿い南へ50メートルの所
ア	1 から広島市南区元宇品南端を見通す線上 270 メートルの所
イ	〃 似島オオイカダ鼻を見通す線上 570 メートルの所
ウ	4 から似島地獄鼻西端を見通す線上 500 メートルの所
エ	〃 184度30分 500 メートルの所
オ	〃 江田島市沖美町絵の島東端を見通す線上 500 メートルの所
カ	3 から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上 500 メートルの所
キ	2 から 309度30分 520 メートルの所
ク	〃 220 メートルの所
ケ	3 から聖崎を見通す線上 200 メートルの所
コ	4 から絵の島東端を見通す線上 200 メートルの所
サ	〃 地獄鼻西端を見通す線上 200 メートルの所

- 3 地元地区 広島市南区似島町，仁保2～4丁目，仁保南1丁目，向洋大原町，仁保新町2丁目，中区江波南1・2丁目，江波東2丁目，江波本町，江波二本松2丁目，西区草津浜町，草津南1・2丁目，草津東1丁目，井口明神1丁目，井口台3丁目

1 公示番号 区第107号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市西区観音新町4丁目地先（太田川放水路）	
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カアを結んだ6直線によって囲まれた区域	
基 点 1	広島市西区観音新町2丁目庚午橋下流側左岸付け根（護岸下段の建設省金属標）から護岸沿い南へ35メートルの所	
〃 2	1から護岸沿い南に560メートルの所（階段北側付け根）	
〃 3	太田川放水路左岸護岸の広島西飛行場敷地境界から護岸沿い北東へ13メートルの所	
ア	1から護岸に直角に西へ16.5メートルの所	
イ	〃 40メートルの所	
ウ	2から護岸に直角に西へ42.5メートルの所	
エ	〃 75.5メートルの所	
オ	3から護岸に直角に西へ90メートルの所	
カ	〃 16.5メートルの所	

- 3 地元地区 広島市西区草津浜町，草津南1・2丁目，草津東1丁目，井口明神1丁目，井口台3丁目

1 公示番号 区第108号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市西区観音新町1丁目地先（天満川）	
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オアを結んだ5直線によって囲まれた区域	
基 点 1	観音新町1丁目昭和大橋下流側右岸付け根から道路護岸沿い南へ	

- 20メートルの所
- 〃 2 〃
- 120メートルの所
- 〃 3 〃
- 170メートルの所
- ア 1から道路護岸に直角に東へ30メートルの所
- イ 〃 105メートルの所
- ウ 2から道路護岸（旧護岸）に直角に東へ105メートルの所
- エ 3から道路護岸（旧護岸）に直角に東へ90メートルの所
- オ 〃 30メートルの所
- 3 地元地区 広島市中区江波東1・2丁目，江波西2丁目，江波南1・2丁目，江波本町，江波二本松2丁目

1 公示番号 区第109号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市西区南観音8丁目地先（天満川）

漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カアの6直線によって囲まれた区域

基 点 1 南観音8丁目昭和大橋上流側右岸付け根（護岸下段の建設省金属標）から護岸沿い北へ12メートルの所

〃 2 〃 の水管橋右岸北側付け根前護岸点

〃 3 2から護岸沿い北へ95メートルの所

ア 1から昭和大橋に平行に東へ90メートルの所

イ 〃 20メートルの所

ウ 2から水管橋に平行に東へ5メートルの所

エ 〃 10メートルの所

オ 3から道路護岸に直角に東へ15メートルの所

カ 〃 90メートルの所

3 地元地区 広島市中区江波東1・2丁目，江波南1・2丁目，江波本町，江波二本松2丁目

1 公示番号 区第110号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
----------	-----	-----

第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区似島町長谷地先
漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。

基 点 1 似島町田の浦新開北端の小川河口左岸角
" 2 " 天保山から北西へ2番目の突堤北側付け根
ア 1から広島市南区金輪島南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ " 50メートルの線との交点
ウ 2から広島市南区元宇品南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ " 5メートルの線との交点

3 地元地区 広島市南区似島町，仁保新町2丁目，向洋大原町

1 公示番号 区第111号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区似島町大黃地先
漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1 似島町大黃船だまり石積防波堤東側付け根から海岸沿い北東へ60メートルの所
" 2 " 似島臨海公園の小川河口左岸角から海岸沿い南西へ38メートルの所
" 3 " 平和養老館南側護岸南西角から護岸沿い北へ43メートル（護岸階段南側付け根から西へ3メートル）の所
ア 1から似島町ひがくし鼻を見通す線上40メートルの所
イ " 5メートルの所
ウ 2からひがくし鼻を見通す線上10メートルの所
エ 3から江田島市江田島町大原山（343メートル）を見通す線上5

		メートルの所	
〃	2	〃	北角から海岸沿い北へ 40 メートルの所
ア		1 から 73 度 10 メートルの所	
イ		〃 35 メートルの所	
ウ		2 から 73 度 35 メートルの所	
エ		〃 10 メートルの所	

3 地元地区 広島市南区似島町

1 公示番号 区第114号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市南区似島町外方鼻地先
漁場の区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 35 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基 点 1	外方鼻突端から海岸沿い北へ 354 メートルの所
〃 2	〃 490 メートルの所
ア	1 から 70 度の線と距岸 10 メートルの線との交点
イ	〃 35 メートルの線との交点
ウ	2 から 95 度の線と距岸 35 メートルの線との交点
エ	〃 10 メートルの線との交点

3 地元地区 広島市南区似島町

1 公示番号 区第115号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市南区似島町深浦地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカを結んだ5直線とカアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし, 深浦の東及び西のスベリに通じる幅員 10 メートルの船通しの区域を除く。

- | | | |
|-----|---|--|
| 基 点 | 1 | 似島町深浦白鼻（カーブミラーの所） |
| 〃 | 2 | 1 から護岸沿い北へ 170 メートルの所 |
| 〃 | 3 | 4 から護岸沿い北西へ 150 メートルの所 |
| 〃 | 4 | 1 から 85 度の線と海岸線との交点 |
| ア | | 2 から深浦埋立地西側護岸付け根を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点 |
| イ | | 線上 80 メートルの所 |
| ウ | | 3 から 1 を見通す線上 80 メートルの所 |
| エ | | 50 メートルの所 |
| オ | | 4 から 1 を見通す線上 50 メートルの所 |
| カ | | 線と距岸 10 メートルの線との交点 |
- 3 地元地区 広島市南区似島町，仁保 2～4 丁目，仁保南 1 丁目，仁保新町 2 丁目，向洋大原町，西区草津南 2 丁目

1 公示番号 区第 1 1 6 号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|-----------|------------|-----------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区似島町二階地先

漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域。ただし，二階栈橋に通じる幅員 10 メートルの船通しの区域を除く。

- | | | |
|-----|---|--|
| 基 点 | 1 | 似島町二階入江奥のスベリ東側の鼻南側付け根（護岸との接点） |
| 〃 | 2 | 〃 大磯鼻北西側付け根の石積護岸南端 |
| ア | | 1 から二階入江奥の砂浜西端を見通す線上 76 メートルの所 |
| イ | | 26 メートルの所 |
| ウ | | 2 から似島町桜木のくぼの大岩（桜木のくぼから海岸沿い南へ 14 メートルの所）を見通す線上 65 メートルの所 |
| エ | | 〃 |
| | | 115 メートルの所 |

3 地元地区 広島市南区似島町，中区江波本町，江波東 2 丁目，江波西 2 丁目，江波二本松 2 丁目，西区草津浜町，草津南 1・2 丁目，草津東 1 丁目，井口台 3 丁目

1 公示番号 区第 1 1 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- | | |
|-------|--|
| 漁場の位置 | 広島市南区似島町二階地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 似島町桜木の鼻の北側の鼻北東角 |
| 〃 2 | 1から海岸沿い南へ57メートルの所 |
| 〃 3 | 似島町桜木のくぼの大岩(桜木のくぼから海岸沿い南へ14メートルの所) |
| ア | 1から似島町二階入江奥のスベリ西側付け根を見通す(79度45分)線上70メートルの所 |
| イ | 〃 |
| | 〃 20メートルの所 |
| ウ | 2から二階入江奥のスベリから南へ2番目の鼻北側付け根(護岸との接点)を見通す線上25メートルの所 |
| エ | 3から似島町大磯鼻北西側付け根の石積護岸南端を見通す線上35メートルの所 |
| オ | 〃 |
| | 85メートルの所 |
| カ | 2から二階入江奥のスベリから南へ2番目の鼻北側付け根(護岸との接点)を見通す線上75メートルの所 |

3 地元地区 広島市南区似島町

1 公示番号 区第118号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|------------------|
| 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 9月20日から翌年3月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- | | |
|-------|--------------------------------|
| 漁場の位置 | 広島市西区観音新町4丁目地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 観音新町4丁目広島西飛行場南西角から70メートルの所 |
| 〃 2 | 1から護岸沿い南東へ50メートルの所 |
| ア | 1から209度30分1,020メートルの所 |

- イ " 810 メートルの所
- ウ 2 から 209 度 30 分 810 メートルの所
- エ " 1,020 メートルの所

3 地元地区 広島市中区江波南 1 丁目

1 公示番号 区第 1 1 9 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-------|-------------------------|
| 第 1 種区画漁業 | のり養殖業 | 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- | | | |
|-------|--|--|
| 漁場の位置 | 広島市南区金輪島地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 30 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 40 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 金輪島ドウ石鼻 | |
| " 2 | " 長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ 35 メートルの所 | |
| ア | 1 から広島市南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸 40 メートルの線との交点 | |
| イ | " | |
| | 30 メートルの線との交点 | |
| ウ | 2 から広島市南区似島オオイカダ鼻を見通す線と距岸 30 メートルの線との交点 | |
| エ | " 40 メートルの線との交点 | |

3 地元地区 広島市南区仁保 2・4 丁目, 丹那町, 南大河町, 北大河町, 金輪島, 山城町

1 公示番号 区第 1 2 0 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-------|-------------------------|
| 第 1 種区画漁業 | のり養殖業 | 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- | | | |
|-------|--|--|
| 漁場の位置 | 広島市南区金輪島地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 40 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 30 メートルで結んだ線とによって | |

- 囲まれた区域
- 基 点 1 金輪島(株)サンマリン敷地北東角から護岸沿い東へ 40 メートルの所
- 〃 2 〃 金輪島集会所西の公園敷地北西角前の栈橋西側付け根から護岸沿い北西へ 200 メートルの所
- ア 1 から広島市南区比治山山頂の電波塔を見通す線と距岸 30 メートルの線との交点
- イ 〃 40 メートルの線との交点
- ウ 2 から広島市南区黄金山の高を見通す線と距岸 40 メートルの線との交点
- エ 〃 30 メートルの線との交点
- 3 地元地区 広島市南区仁保 2～4 丁目, 仁保新町 2 丁目, 日宇那町, 丹那町, 丹那新町, 金輪島, 山城町

1 公示番号 区第 1 2 1 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第 1 種区画漁業 のり養殖業 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区金輪島地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 40 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 30 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 金輪島(株)新来島宇品どつく南側浮栈橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南東へ 50 メートルの所
- 〃 2 1 から海岸沿い南へ 2 番目の水底線路 (海底通信ケーブル) 陸標の標柱
- ア 1 から安芸郡坂町第六管区海上保安本部灯台部浮標課浮標基地南側栈橋付け根を見通す線と距岸 30 メートルの線との交点
- イ 〃 40 メートルの線との交点
- ウ 2 から坂町鯛尾埋立地北西角を見通す線と距岸 40 メートルの線との交点
- エ 〃 30 メートルの線

との交点

- 3 地元地区 広島市南区仁保2・4丁目，日宇那町，丹那町，皆実町5丁目，旭1～3丁目

- 1 公示番号 区第122号

- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

- (2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区元宇品町地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 元宇品町広島大学艇庫跡地前のスベリ付きヨット陸揚場北東角(内角)

〃 2 〃 広島プリンスホテル敷地南角から護岸沿い南西へ40メートルの所

ア 1から広島市南区弁天島南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点

イ 〃 10メートルの線との交点

ウ 2から広島市南区金輪島南端を見通す線と距岸10メートルの線との交点

エ 〃 50メートルの線との交点

- 3 地元地区 広島市南区元宇品町，宇品西2・6丁目，宇品神田5丁目，皆実町1・5丁目，宇品海岸1丁目，中区光南4・6丁目，吉島東1・2丁目，東白島町，千田町3丁目，西区大芝2丁目

- 1 公示番号 区第123号

- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

- (2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市西区観音新町4丁目地先(太田川放水路)

漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区

- 域
- | | | |
|-----|---|------------------------------|
| 基 点 | 1 | 観音新町4丁目広島西飛行場南西角 |
| 〃 | 2 | 1から護岸沿い北へ360メートルの所 |
| ア | | 1から広島西飛行場南側護岸の延長線上西へ90メートルの所 |
| イ | 〃 | 140メートルの所 |
| ウ | | 2から護岸に直角に西へ140メートルの所 |
| エ | 〃 | 90メートルの所 |
- 3 地元地区 広島市西区南観音5・7・8丁目, 観音本町2丁目, 鈴が峰町

1 公示番号 区第124号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区金輪島地先
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点	1	金輪島ドウ石鼻
〃	2	〃 長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ35メートルの所
ア		1から広島市南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
イ	〃	40メートルの線との交点
ウ		2から広島市南区似島オオイカダ鼻を見通す線と距岸40メートルの線との交点
エ	〃	50メートルの線との交点

3 地元地区 広島市南区仁保2・4丁目, 丹那町, 南大河町, 北大河町, 金輪島, 山城町, 西旭町

1 公示番号 区第125号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市南区金輪島地先
漁場の区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 50 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 40 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基 点 1	金輪島(株)サンマリン敷地北東角から護岸沿い東へ 40 メートルの所
〃 2	〃 金輪島集会所西の公園敷地北西角前の栈橋西側付け根から護岸沿い北西へ 200 メートルの所
ア	1 から広島市南区比治山山頂の電波塔を見通す線と距岸 40 メートルの線との交点
イ	〃 50 メートルの線との交点
ウ	2 から広島市南区黄金山の高を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点
エ	〃 40 メートルの線との交点

3 地元地区 広島市南区仁保 2～4 丁目, 仁保新町 2 丁目, 日宇那町, 丹那町, 丹那新町, 皆実町 5 丁目

1 公示番号 区第 1 2 6 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	わかめ養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市南区金輪島地先
漁場の区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 40 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 30 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基 点 1	金輪島(株)新来島宇品どつく南側浮栈橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南へ 3 番目の水底線路 (海底通信ケーブル) 陸標の標柱
〃 2	〃 490 メートルの所 (1 から南へ 2 番目の鼻東端)
ア	1 から安芸郡坂町鯛尾埋立地北西角を見通す線と距岸 30 メートルの線との交点

イ	〃	40	メートルの線との交点
ウ	2から坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と	40	メートルの線との交点
エ	〃	30	メートルの線との交点

3 地元地区 広島市南区仁保2～4丁目、丹那町、皆実町5丁目、西本浦町

1 公示番号 区第127号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市西区観音新町4丁目地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点	1	観音新町4丁目広島西飛行場南西角
〃	2	1から護岸沿い南東へ70メートルの所
ア		1から209度30分1,020メートルの所
イ	〃	810メートルの所
ウ		2から209度30分810メートルの所
エ	〃	1,020メートルの所

3 地元地区 広島市中区江波本町、江波南1丁目、江波東1・2丁目、吉島東2丁目、光南4・6丁目、東白島町、千田町3丁目、南区皆実町5丁目、西区大芝2丁目

1 公示番号 区第128号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 安芸郡坂町森山地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域

基 点	1	坂町鯛尾埋立地北西角の砂止め突端
〃	2	〃 興繕セキシシ(株)敷地護岸北西角

- 〃 3 〃 広島大橋における森山の橋脚敷地南西角から道路沿い西へ24メートルの所
- ア 2から広島市南区金輪島北側の高(88メートル)を見通す線と1から広島市南区黄金山山頂の東側テレビ塔(RCC)を見通す線との交点
- イ 1から黄金山山頂の東側テレビ塔(RCC)を見通す線上アから200メートルの所
- ウ 3から広島市南区元宇品北端を見通す線上360メートルの所
- エ 〃 70メートルの所
- オ 2から金輪島北側の高(88メートル)を見通す線上30メートルの所

3 地元地区 安芸郡坂町, 広島市南区仁保1~4丁目

1 公示番号 区第129号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 安芸郡坂町地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 坂町マツダスチール(株)第3工場敷地護岸南西角から護岸沿い北へ60メートルの所
- 〃 2 〃 物揚場南西角
- ア 1から275度1,180メートルの所
- イ 〃 820メートルの所
- ウ 2から275度910メートルの所
- エ 〃 1,130メートルの所

3 地元地区 安芸郡坂町

1 公示番号 区第130号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 安芸郡坂町亀石鼻地先

漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし，オカ，カキ，キク，クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。
基 点 1	坂町亀石鼻南端
〃 2	〃 ファインズギガモール敷地護岸南西角
ア	1から江田島市江田島町屋形石の燈台を見通す線上180メートルの所
イ	2から245度200メートルの所
ウ	〃 700メートルの所
エ	1から屋形石の燈台を見通す線上680メートルの所
オ	〃 400メートルの所
カ	2から245度420メートルの所
キ	〃 480メートルの所
ク	1から屋形石の燈台を見通す線上460メートルの所

3 地元地区 安芸郡坂町

1 公示番号 区第131号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	安芸郡坂町小屋浦地先
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし，オカ，カキ，キク，クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。
基 点 1	坂町小屋浦天地川河口右岸スベリ付け根から護岸沿い南東へ41メートルの所
〃 2	呉市天応第2期埋立地北西角（内角）から護岸沿い北へ3メートルの所
ア	1から江田島市江田島町江能汽船発着場棧橋付け根の中央を見通す線上280メートルの所
イ	2から江田島町熊ヶ岳山の高（400メートル）を見通す線上230メートルの所
ウ	〃 800メートルの所
エ	1から江田島町江能汽船発着場棧橋付け根の中央を見通す線上

	850メートルの所	
オ	〃	535メートルの所
カ	2から熊ヶ岳山の高(400メートル)を見通す線上485メートルの所	
キ	〃	545メートルの所
ク	1から江田島町江能汽船発着場棧橋付け根の中央を見通す線上595メートルの所	

3 地元地区 安芸郡坂町

1 公示番号 区第132号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	安芸郡坂町森山地先	
漁場の区域	次のアイ,イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	
基 点 1	坂町広島大橋における森山の橋脚敷地南東角から道路沿い東へ62メートルの所	
〃 2	〃 森山漁業基地埋立地南西角と道路護岸との交点	
ア	1から広島市南区猿猴川河口左岸側埋立地南側の送電線鉄塔を見通す(28度)線と距岸10メートルの線との交点	
イ	〃 〃 線上45メートルの所	
ウ	2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	

3 地元地区 安芸郡坂町

1 公示番号 区第133号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	安芸郡坂町森山地先	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ,	

エオ, オカを結んだ3直線とカアを距岸23メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 坂町広島大橋における森山の橋脚敷地南西角から護岸沿い南西へ60メートルの所
- 〃 2 〃 180メートルの所
- 〃 3 〃 漁船巻揚げ施設石積み護岸北縁と道路との交点
- ア 1から護岸に直角に見通す線と距岸23メートルの線との交点
- イ 〃 3メートルの線との交点
- ウ 2から護岸に直角に見通す線と距岸3メートルの線との交点
- エ 3から護岸に直角に見通す線上26メートルの所
- オ 〃 46メートルの所
- カ 2から護岸に直角に見通す線と距岸23メートルの線との交点

3 地元地区 安芸郡坂町

1 公示番号 区第134号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 安芸郡坂町森山地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸25メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 坂町鯛尾興繕セキシシ(株)敷地東側の暗渠北東端から護岸沿い北へ248メートルの所(筏解体場南西角)
- 〃 2 〃 北西角から護岸沿い東へ20メートルの所
- ア 1から護岸に直角に引いた線と距岸25メートルの線との交点
- イ 〃 5メートルの線との交点
- ウ 2から354度の線と距岸5メートルの線との交点
- エ 〃 25メートルの線との交点

3 地元地区 安芸郡坂町

1 公示番号 区第135号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市仁方本町3丁目地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアの6直線によって囲まれた区域

基点 1 仁方本町3丁目仁方ゴルフセンター敷地護岸南東角

〃 2 1から護岸沿い西へ60メートルの所

〃 3 〃 100メートルの所

ア 1から呉市下蒲刈町ボウフリの鼻を見通す線上10メートルの所

イ 〃 70メートルの所

ウ 2から護岸に直角に70メートルの所

エ 〃 25メートルの所

オ 3から護岸に直角に25メートルの所

カ 〃 10メートルの所

3 地元地区 安芸郡坂町

1 公示番号 区第136号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 真珠養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市南区似島町外方鼻地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 似島町ひがくし鼻

〃 2 1から南へ2番目のくぼの南側の鼻北端(くぼの砂浜南側との境)

ア 1から98度150メートルの所

イ 〃 410メートルの所

ウ 2から江田島市江田島町屋形石の北端を見通す線上290メートルの所

エ 〃 100メートルの所

3 地元地区 広島市南区似島町